

大規模小売店舗立地法 栃木県指導事項等に対する回答

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	地域振興課 担当：中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	意見なし	-
2	県民協働推進課 担当：菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。 （回答不要） ・3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。 所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。	・ - ・3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出いたします。

4	<p>資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。</p> <p>○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。</p>
5	<p>交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<p>新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応をいたします。</p>
6	<p>道路整備課 担当：植木 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<p>道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし</p>	<p>－</p>
7	<p>道路保全課 担当：相馬 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<p>意見なし。</p>	<p>－</p>

8	上下水道課 担当：大木 TEL:028-623-2507	雨水排水計画及び汚水排水計画については那須塩原市担当課と協議してください（回答不要）	-
9	都市政策課 担当：越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	<p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条の開発許可の要否について、那須塩原市都市計画課と協議してください。（那須塩原市都市計画課 TEL 0287-62-7048）</li> </ul> <p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那須塩原市景観計画に定める行為の届出の要否について、那須塩原市都市計画課と協議して下さい。</li> <li>・屋外広告物を設置する場合には、那須塩原市屋外広告物条例に基づく許可申請について、那須塩原市都市計画課と協議してください。（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、那須塩原市都市計画課と協議してください。（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</li> <li>・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、那須塩原市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：那須塩原市都市計画課 0287-62-7159）</li> <li>・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」を参考にしてください。</li> </ul>	<p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条の開発許可を要します。那須塩原市都市計画課に事前協議書を提出済。（12/16提出）</li> </ul> <p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那須塩原市景観計画に定める行為の届出について、那須塩原市都市計画課と協議いたします。</li> <li>・那須塩原市屋外広告物条例について、那須塩原市都市計画課と協議いたします。</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画について那須塩原市都市計画課と協議いたします。</li> <li>・駐車場法に基づく技術的基準に適合するよう設置いたします。</li> <li>・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。（出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保）</li> </ul>

9	<p>都市政策課 担当：越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595</p>	<p>&lt;盛土安全推進班&gt; 現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。そのため、盛土規制法に基づく手続きの要否について、詳細な図面や工程表をもとに、協議願います。なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。（相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p>	<p>&lt;盛土安全推進班&gt; 盛土規制法について、造成設計を行っている業者からご相談したいと思います。</p>
10	<p>都市整備課 担当：鈴木 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477</p>	<p>指導事項特になし</p>	<p>—</p>
11	<p>建築課 担当：山下 TEL:028-623-2514 FAX:028-623-2489</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課と協議願います。なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、那須塩原市建設部建築指導課と協議いたします。また、協議結果について、後日報告いたします。</p>
12	<p>警察本部交通規制課 担当：金子・鈴木 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808</p>	<p>○令和6年11月5日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>○— ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。</p>

13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	・店舗名称について、現時点（12/19）について名称が確定しましたので（仮称）なしで届出いたします。
----	--	-------------------------------	--

大規模小売店舗立地法 那須塩原市意見徴収結果に対する回答

No.	課名等	協議事項	回答
1	企画政策課	・指導事項等なし。	－
2	ネイチャーポジティブ課	・指導事項等なし。	－
3	サーキュラーエコノミー課 産業廃棄物係 鈴木 0287-62-7144	<p>&lt; 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物に該当する種類と産業廃棄物に該当する種類に分かれます。混在することのないよう保管施設において区分し、それぞれ許可のある処理業者に委託してください。</li> <li>・資源化可能な廃棄物の分別を行い、廃棄物の排出減量に努めてください。</li> </ul>	<p>&lt; 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物は分別を行い、許可業者に委託します。</li> <li>・資源化可能な廃棄物はリサイクルを行い廃棄物の排出減量に努めます。</li> </ul>
4	都市計画課 都市計画係 田中 0287-62-7159	<p>&lt; 那須塩原市屋外広告物条例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告を掲出する場合は、市屋外広告物条例に基づき、事前に許可申請が必要になります。なお、広告物の種類や掲出場所等の基準によって、掲出できない場合もありますので、素案ができ次第、速やかに市都市計画課都市計画係と協議してください。</li> </ul> <p>&lt; 那須塩原市立地適正化計画 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件が、大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗に該当する場合、工事着手の30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づく届出（開発行為に係る届出及び誘導施設を有する建築物の新築に係る届出の2種）が必要です。</li> </ul> <p>&lt; 那須塩原市景観条例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積が1,000㎡を越える又は建築物の高さが13mを超える建築物を建築する場合、着工の30日前までに那須塩原市景観条例に基づく届出が必要です。</li> </ul>	<p>&lt; 屋外広告物条例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例について、素案ができ次第、速やかに都市計画課都市計画係と協議いたします。</li> </ul> <p>&lt; 那須塩原市立地適正化計画 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手の30日前までに那須塩原市立地適正化計画に基づく届出を行います。</li> </ul> <p>&lt; 那須塩原市景観条例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那須塩原市景観条例について、着工の30日前までに那須塩原市景観条例に基づく届出を行います。</li> </ul>

5	都市計画課 開発指導係 佐々木 0287-62-7048	<p>&lt;都市計画法&gt; 都市計画法29条第1項の開発許可を要する。</p>	<p>&lt;都市計画法&gt; ・令和6年12月16日 事前協議提出。</p>
6	保安全管理課 武藤、亀山、増淵 0287-62-7165	<p>&lt;道路法24条&gt; ・乗入口の工事及び市道に係る工事については、保安全管理課と協議し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出してください。 ・保安全管理課所管土地（市道等）と対象地との境界については、保安全管理課と協議してください。 ・道路部との境界には境界標を設置することとし、予め道路管理者と境界標の位置、種類、設置方法を協議して下さい。境界プレートを使用する場合は、ビス2穴タイプを使用し、安全対策を講じて設置してください。</p>	<p>&lt;道路法24条&gt; ・乗入口の工事及び市道に係る工事については、保安全管理課と協議し、道路法24条の規定により、道路工事施行承認申請書を提出いたします。 ・保安全管理課所管土地（市道等）と対象地との境界については、保安全管理課と協議いたします。 ・道路部との境界には境界標を設置することとし、予め道路管理者と境界標の位置、種類、設置方法を協議します。境界プレートを使用する場合は、ビス2穴タイプを使用し、安全対策を講じて設置いたします。</p>
7	建築指導課 志賀 0287-62-7169	<p>&lt;建築基準法、建設リサイクル法&gt; ・建築基準法第6条に基づく建築確認申請が必要です。 ・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法施行令第128条による敷地内通路を計画してください。 ・建築物の用途に応じ「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出が必要になる場合がありますので、事前相談をしてください。 ・「栃木県建築基準条例」の適用について確認してください。 ・「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に定める対象建設工事を行う場合は、工事着工7日前までに、同法10条に基づく届け出が必要です。</p>	<p>&lt;建築基準法、建設リサイクル法&gt; ・建築基準法第6条に基づく建築確認申請いたします。 ・建築基準法第35条に掲げる建築物に該当する場合、建築基準法施行令第128条による敷地内通路を計画いたします。 ・「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」について届出いたします。 ・「栃木県建築基準条例」の適用について確認いたします。 ・「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に定める対象建設工事を行う場合は、工事着工7日前までに、同法10条に基づく届出いたします。</p>
8	管理課	・指導事項等なし。	—
9	整備課	・指導事項等なし。	—

10	学校教育課 学校指導係 星野 0287-37-5349	・計画店舗出入口周辺道路は、三島小学校の通学路に指定されています。また、三島中学校の通学路としても利用されていることから、児童生徒の交通安全には十分配慮すること。	・荷さばき車両は通学時間帯を避けた計画とし、出入口は視認を妨げる工作物等は設置せず安全を確保します。混雑が予想される日には出入口付近に誘導員を設置し安全に誘導いたします。
11	生涯学習課	・指導事項等なし。	—
12	商工振興課 商業係 吉田 0287-62-7154	・店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更届出を行ってください。	・店舗名称について、現時点（12/19）について名称が確定しましたので（仮称）なしで届出いたします。